令和６年度介護サービス事業者集団指導

｢運営指導における主な指導事項｣ナレーション原稿

**サービス名：「介護老人保健施設」**

**第１スライド**

　介護老人保健施設の皆様、こんにちは。埼玉県福祉監査課です。皆様方におかれましては、日ごろの介護サービスのご提供、並びに運営指導へのご協力、誠にありがとうございます。

　この運営指導ですが、介護サービス事業者等の育成、支援を目的として行っており、いわゆる｢監査｣とは異なるものです。埼玉県内の介護サービスの向上のため、事業者の皆様には、今後ともご協力をお願いいたします。

　さて、これからご説明する、｢主な指導事項｣は運営指導を行った際に比較的多く見受けられた問題点、指導事項です。これらの問題点について具体的に詳しく見ていきます。

　それでは、始めます。

**第２スライド**

まず「従業員の員数・研修」についてです。

「従業員」については、職種ごとに人員の基準が定められていますが、その中でも指摘が多かったのが薬剤師と看護職員です。

薬剤師の員数は、常勤換算方法で入所者の数を３００で除した数以上を配置する必要があります。

また、看護職員の員数は、看護・介護職員の総数の７分の２程度とするようにしてください。

「研修」については、後に出てくるスライドにもありますが、「身体的拘束等の適正化」や、「事故発生の防止」「感染症対策」、「虐待防止」については、施設の運営基準で定められた全従業者に対する研修を新規採用時及び定期的に実施する必要がありますので注意してください。

**第３スライド**

次に「サービス提供の記録」です。

介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供したときは、その内容を適切に記録する必要があります。

入浴に関して、週２回の実施が確認できない事例や、入浴を中止した際の代替措置の記録が確認できない事例がありましたので注意してください。

**第４スライド**

次に「身体的拘束等の適正化」です。

介護老人保健施設の取扱方針では、緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束等を行ってはならないとされています。そのための必要な措置として、委員会の設置や指針の整備、研修の実施等が定められておりますが、指摘が多かった項目がスライドのとおりです。

１として、身体的拘束等の適正化のための指針に盛り込むべき内容を漏れなく記載すること。

２として、身体的拘束等の適正化に関する研修を定期的に実施すること。新規採用時の研修も含みます。

３として、身体的拘束等適正化検討委員会の開催結果について、議事録を作成し全従業者に周知徹底を図ること。

いずれも運営基準や解釈通知で定められた事項です。実施の記録も含めて、再確認をお願いします。

**第５スライド**

次に「非常災害対策」です。

介護老人保健施設は、１のとおり、非常災害に関する具体的計画を策定し、従業者への周知と、定期的な訓練が必要とされています。

地震や火災など災害全般への対応について、計画の作成、従業者への周知、訓練の実施をお願いします。

また、浸水想定区域に立地している場合は、水防法に基づく避難確保計画を策定し、計画に基づく避難訓練を実施することが必要ですので注意してください。

**第６スライド**

次に「事故発生の防止及び発生時の対応」です。

介護老人保健施設は、事故発生の防止及び再発防止のため、指針の策定や事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員への周知、委員会の設置・運営や担当者の設置などが必要とされています。

そのうち、指摘が多かったのが、スライドのとおりです。

１として、指針については、必要な項目をすべて盛り込むこと。

２として、新規採用職員に対して、研修を実施したことを明確に記録すること。

また、事故が発生した際には、３、４のとおり、危機管理マニュアルに従い市町村及び県福祉事務所に事故報告等の提出が必要です。

３として、骨折等で医療機関を受診又は入院した事故が発生した時。比較的軽度な擦過傷、打撲等を除き、医療機関を受診したものが対象となります。

４として、利用者等の生命・身体に重大な結果が生じるおそれがある事故が発生した時。利用者等の無断外出による行方不明者の発生や虐待の疑い等が該当するので、漏れのないよう、よろしくお願いします。

**第７スライド**

次に「短期集中リハビリテーション実施加算」です。

これは、医師から指示を受けた理学療法士等が、集中的にリハビリテーションを行った場合に算定するものです。

そのため、理学療法士等への医師の指示については明確に記録するようにしてください。

**第８スライド**

次に「口腔衛生管理加算」です。

この加算の算定に当たっては、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されている必要がありますので注意してください。

**第９スライド（最終スライド）**

最後に「所定疾患施設療養費」です。

これは、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に算定するものですが、これらの内容について、診療録に明確に記録することが必要となります。

なお、肺炎の者又は尿路感染症の者に対しては、診療に当たり検査を行った場合に限られるので注意してください。

　以上が、運営指導における主な指導事項です。皆様振り返っていかがでしょうか？ご自身の事業所に該当する項目はありませんでしたか？もし、該当する項目があれば、改善をお願いします。

　動画はこれで終了となります。ご覧いただいた内容を参考にしていただき、今後も適切な事業所運営をお願いいたします。ご視聴ありがとうございました。